

手続き開始公募のお知らせ

次のとおり公募します。

2024年12月17日

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社

代表取締役 関谷 富彦

1. 業務名 2025年度 東名高速道路 豊田管内維持修繕業務

2. 履行場所

東名高速道路

自) 愛知県豊川市麻生田町(豊川ICを含む) (KP268.52)

至) 愛知県豊田市本地町(豊田ICを含む) (KP311.10)

伊勢湾岸自動車道

自) 愛知県豊田市岩倉町(豊田東JCTを含む) (KP0.00)

至) 愛知県弥富市鍋田(湾岸弥富ICを含まない) (KP39.967)

東海環状自動車道

自) 愛知県豊田市岩倉町(豊田東JCTを含む) (KP0.60)

至) 愛知県豊田市松平志賀町(豊田松平ICを含まない) (KP2.90)

名古屋第二環状自動車道

自) 愛知県名古屋市緑区大高町(名古屋南JCTを含む) (KP199.687)

至) 愛知県名古屋市緑区鳴海町(有松ICを含む) (KP203.292)

自) 愛知県海部郡飛島村中梅(飛島北ICを含まない) (KP38.807)

至) 愛知県海部郡飛島村木場一丁目(飛島JCTを含む) (KP39.927)

新東名高速道路

自) 愛知県豊田市岩倉町(豊田東JCTを含む) (KP253.10)

至) 愛知県新城市八束穂(新城ICを含む) (KP210.10)

3. 契約期間 2025年4月1日 から 2026年4月30日

4. 業務期間 2025年4月1日 から 2026年3月31日

5. 業務内容 本業務は履行場所に示す東名高速道路ほかの維持修繕業務を安全かつ確実・適正に24時間・365日実施することを通じて、お客様へ安全・安心な道路空間の提供を図るものである。

6. 業務概要 清掃作業(休憩施設トイレ等清掃を含む)

植栽作業

緊急作業

雪氷対策作業

交通事故復旧

小補修工事

*なお詳細な作業量、数量は配布される設計図書に記載

7. 契約の基本事項

(1) 本業務は、技術提案と価格を総合的に評価して契約の相手先を決定する総合評価方式である。

(2) 本業務は、全ての見積参加者から工事価格内訳書・単価表の提出を求める。

- (3) 本業務は、契約予定者の提示した価格が妥当であることについて確認するための協議（以下「確認協議」という。）を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。
- (4) 社会的影響の大きい不正行為等があり、契約の相手方として不適格と認められる者ではないこと。

8. 競争参加要件

当該業務契約に係る競争に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ当該業務に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 次に該当しない者であること。

- ・当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者並びに経営状態が著しく不健全であると認められる者。
- ・見積りに参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。資本関係又は人的関係とは、次の①から③までの関係をいう。

①資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (イ) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (i) 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- (ii) 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- (iii) 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③その他見積りの適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の見積りに参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 次の各号の一に該当すると認められ、その事実があった後2年を経過していない者でないこと。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

一 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料等の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合した者

三 落札者若しくは契約の相手方に決定した者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 監督又は検査の実施に当たり会社の社員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六 当社に提出した書類に虚偽の記載をした者

七 当社と係争中である者

八 役員等（個人にあつてはその者、法人にあつては非常勤を含む役員又は支店若しくは営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者又は理事等、その他経営に実質的に関与している者も含む。以下同じ。）が、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である法人等

九 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる法人等

十 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる法人等

十一 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる法人等

十二 役員等が、暴力団又は暴力団員との間で社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人等

十三 自らもしくは第三者を利用して、会社に対し暴力的行為、詐術若しくは脅迫的言辞を用い、会社の名誉を毀損し、又は、会社の業務を妨害し、若しくは妨害するおそれのある行為を行った者

十四 その他社会的影響の大きい不正行為があり、当社の契約相手方とすることが不適当と認められる者

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員等が実質的に営業を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 当社に協力会社登録を行っていること。なお行っていない場合は、当業務の見積参加申請書

の提出までに当社HPを参考に協力会社申請を提出し、許可を得ること。

- (6) 愛知県内に本社（店）又は支社（店）又は営業所を有する者。なお本社（店）・支社（店）・営業所は建設業法の営業所であること。
- (7) 建設業許可（建設業法：昭和46年制定、平成29年11.10改正）業種区分の「土木工事業」、「とび・土工工事業」、「舗装工事業」のすべてを有すること。
- (8) 警備業の認定を有すること。
- (9) 平成26年以降に元請け又は一次協力会社として完成・引渡しが完了した次の同種又は類似業務の実績を有すること。

項 目	内 容
同種業務	年間を通して実施する高速道路又は自動車専用道路（片側2車線以上の道路）における交通規制を伴う維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）を実施した経験を有すること。
類似業務	年間を通して実施する国道・県道・主要地方道（片側2車線以上の道路）における交通規制を伴う維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）を実施した経験を有すること。

- ・「年間を通して」とは、1件の契約期間が12か月以上の維持修繕業務をいう。ただし、「雪氷対策作業」についてはこの限りではない。
- ・維持修繕業務の実績は、清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事すべての実績を必要とする。
- ・各業務の実績は、同種業務と類似業務との組み合わせであってもよい。
- ・同一件名ですべての維持修繕業務の実績を有する必要はない。
- ・業務実績を証明する書類（写し）を競争参加申請書に合わせて提出すること。

(10) 配置予定の技術者等

- ① 現場代理人及び主任技術者のどちらかが平成26年以降に完成・引渡しが完了した次の同種又は類似業務の実績を有すること。

項 目	内 容
同種業務	年間を通して実施する高速道路又は自動車専用道路における交通規制を伴う維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）を実施した経験を有すること。
類似業務	年間を通して実施する国道・県道・主要地方道における交通規制を伴う維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）を実施した経験を有すること。

- ・「年間を通して」とは、1件の契約期間が12か月以上の維持修繕業務をいう。ただし、「雪氷対策作業」についてはこの限りではない。
- ・配置予定技術者は、複数名記載できる。
- ・配置予定技術者は、維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事

故復旧・小補修工事)すべての経験を要する。

- ・同一件名ですべての維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）の経験を有する必要はない。
- ・すべての維持修繕業務（清掃作業・植栽作業・緊急作業・雪氷対策作業、交通事故復旧・小補修工事）の経験を同一の者が有する必要はない。但し、複数名で要件を満たす場合は、そのすべての者を配置しなければならない。

- ② 配置予定の現場代理人及び主任技術者は、会社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
恒常的雇用関係とは、競争参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいい、これを確認できる書類（写し）を競争参加申請書に添付して提出すること。

なお、書類の提出に当たっては個人情報に関する情報にはマスキングを行うこと。

- ③ 主任技術者は必要な国家資格または経験を有すること。

9. 総合評価方式に関する事項

(1) 総合評価方式の仕組み

本契約の総合評価方式は、競争参加申請の当社審査結果により見積書・技術提案書の提出依頼をした者から見積書と技術提案書の提出を求め、見積書の価格により算定される価格評価点と技術提案内容の評価による技術評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を契約予定者とする総合評価方式である。

その概要は以下に示すが、具体の技術的要件及びその評価に関する基準については、「見積参加者に対する指示書」による。

(2) 評価項目及び評価指標

評価項目	評価指標	技術評価点
①維持修繕業務の業務実績 平成26年以降に元請け又は一次協力会社として完成・引渡しが完了した維持修繕業務の経験 ※同種、類似は「8. 競争参加要件、(9)」と同じ	同種実績有り 類似実績有り 実績なし	同種実績 10点 類似実績 5点 実績なし 0点
②維持修繕業務の業務実績月数 平成26年以降に元請け又は一次協力会社として完成・引渡しが完了した維持修繕業務の実績通算月数	経験月数	通算月数の最大月数10点、12か月を0点として比例配分
③配置予定技術者の業務経験 平成26年以降に元請け又は一次協力会社として完成・引渡しが完了した維持修繕業務の経験 ※同種、類似は「8. 競争参加要件、(10) 配置予定の技術者等、①」と同じ	同種実績有り 類似実績有り 実績なし	同種実績 10点 類似実績 5点 実績なし 0点
④配置予定技術者の業務実績月数 現場代理人及び主任技術者のどちらかが平成26年以降完成・引渡しが完了した維持修繕業務の実績通算月数	経験月数	通算月数の最大月数5点、12か月を0点として比例配分

⑤配置予定技術者の技術資格の保有状況	配置予定の技術者の保有資格数	保有数の多い順に 5 点、最小数を 0 点として比例配分
⑥緊急時の参集時間 交通事故発生に伴う緊急呼出しに 2 t ユニック 1 台、作業員 4 名、交通保安員 1 名の参集時間	豊田東 I C に参集できる時間	60 分以内 10 点 90 分以内 5 点 90 分を超える 0 点
⑦雪氷対策作業時の体制確保 配置予定の基地責任者の経験	冬期の経験数	3 冬期以上 10 点 1～2 冬期 5 点 1 冬期未満 0 点
⑧雪氷対策作業時の体制確保 気象急変時に初動作業（1 梯団：大型運転手 2 名・助手 2 名、作業員 1 名、標識車運転手 1 名、助手 1 名：車両は貸与）が行える体制の構築時間	体制構築連絡後、体制構築までの時間	60 分以内 5 点 60 分を超える 0 点
⑨雪氷対策作業時の体制確保 平成 26 年以降に、区間交通量 8 万台／日以上的高速道路において、梯団除雪（2 台以上）による実績	実績の有無	有り 5 点 無し 0 点
⑩休憩施設清掃の体制 配置予定の作業責任者の経験	配置予定の作業責任者の経験	1 年以上 5 点 1 年未満 0 点
⑪休憩施設清掃の体制 ゴミ散乱の連絡を受けた時からその対応までの時間	就業時間内に連絡を受けた時からその対応までの時間	3 時間以内 5 点 3 時間を超える 0 点
⑫課題提案 作業員の安全対策	交通規制内作業時の作業員安全対策の提案	優 8 点 良 4 点 可 0 点
⑬課題提案 災害発生時の体制	災害発生時の下請会社等との協力体制の構築の提案	優 8 点 良 4 点 可 0 点
⑭課題提案 維持修繕業務の効率化	省人化等による維持管理効率化提案	優 2 点 良 1 点 可 0 点

⑮課題提案 環境への配慮	カーボンニュートラルの取組み 提案	優 2 点 良 1 点 可 0 点
-----------------	----------------------	-------------------------

(3) 契約予定者の決定方法

見積書の価格により算定される価格評価点に 0.2 を乗じた値と技術提案書に記載された内容の評価による技術評価点に 0.8 を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を契約予定者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

① 総合評価点：(技術評価点×0.8) + (価格評価点×0.2)

② 技術評価点：下記(5)による技術提案について、各評価項目における項目別配点の合計点(満点100点)

③ 価格評価点： $100 - 200(P/L - X/L)$

ここに、P：入札書に記載の価格(見積価格)

L：契約目安価格

X：最低見積価格

④見積価格が契約目安価格を超える場合も価格評価を行う。

(4)(3)において、総合評価点の最も高い者が2人以上あるときは、技術評価点が高い者を契約予定者とする。

(5) 技術提案書

1 技術提案を求める内容

①技術提案を求める内容は、維持修繕業務を24時間・365日、安全かつ確実・適正に実施できるよう、会社の業務実績、配置予定技術者の業務経験、緊急時の参集時間、雪氷対策作業時の体制確保、休憩施設清掃の体制、作業員安全対策、災害発生時の体制などである。

②技術提案の履行に関する事項

契約の相手先となったものの責めに帰すべき事由により、技術提案内容のその全部又は一部を履行しなかった場合は、その程度により業績評価を減点及び不履行の提案内容によっては請負代金額の減額を行う。

なお業績評価とは業務管理能力・作業状況やその出来栄・品質あるいは事故発生状況などを評価するもので、その評価結果によって次年度の業務の継続会社として適切であるかを判断するものである。

10. 手続き等に関する事項

(1) 競争参加申請書の説明書、設計図書等の入手方法

競争参加希望者には、競争参加申請書の説明書(別添)、維持修繕業務下請契約書・約款、維持修繕業務仕様書、設計図面、特記仕様書、単価表、見積参加者に対する指示書および手続き開始公募のお知らせを本公募の日から2025年1月7日(火)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時までの間、下記の場所において直接交付する。

中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋株式会社 事業統括支援本部 安全技術管理部

(住 所) 〒460-0003 名古屋市中区錦1-18-22 名古屋ATビル9階
(電話番号) 052-218-6730

(2) 競争参加申請書の提出期間及び提出場所

競争参加申請書の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ① 提出期間 本公募の日から2025年1月7日(火)までの休日を除く
毎日午前10時から午後4時まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ。郵送又は電送は受け付けない。
- ③ 競争参加申請書の確認 受付時に単純な記載漏れ又は記載ミスがないか、申請書の確認
ヒアリングを行うので、申請書内容を理解し、説明できる者が持参すること。なお提出に
あたっては、安全技術管理部に事前連絡をすること。

(3) 競争参加申請書に関する質問

1) 競争参加申請書に関する質問は、書面(様式は自由)又はメールにより受け付ける。

- ① 受付期間 本公募の日から2024年12月24日(火)まで。
書面の場合は休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで
 - ② 質問受付メールアドレス hmn-i.ji@c-nexco-hmn.jp
 - ③ 書面の提出場所 上記(1)に同じ。
 - ④ 書面の提出方法 書面は持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
- 2) 1)の質問に対する回答書は、2024年12月27日(金)までに競争参加希望者すべてに送付する。

(4) 見積書・技術提案書の提出期間及び提出場所

当社が競争参加要件を有していると審査した会社には、見積書・技術提案書の提出依頼を行う。提出依頼を受けた会社は「見積参加者に対する指示書」に基づき、見積書・技術提案書を提出するものとする。

1) 見積書

- ① 提出期間 審査結果の通知および見積書・技術提案書の提出依頼を受領した日から
2025年2月5日(水)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時
まで。
- ② 提出場所 上記(1)に同じ。郵送又は電送は受け付けない。
- ③ 見積書は封書とし代表者印章で封印封かんするものとする。

2) 技術提案書

- ① 提出期間 審査結果の通知および見積書・技術提案書の提出依頼を受領した日から
2025年2月5日(水)までの休日を除く毎日午前10時から午後4時
まで
- ② 提出場所 上記(1)に同じ。郵送又は電送は受け付けない。
- ③ 技術提案書の確認 実施事業部が技術提案書提出時に、技術提案のヒアリングを実施
するので、申請内容を理解し、説明できる者が持参すること。な
お、補足として見積書開封前まで実施する場合がある。提出にあ
たっては安全技術管理部に事前連絡すること。

(5) 見積書、技術提案書および設計図書等に関する質問

1) 見積書、技術提案書および設計書に関する質問は、書面(様式は自由)又はメールによ

り受け付ける。

- ①受付期間 審査結果の通知および見積書・技術提案書の提出依頼を受領した日から
2025年1月23日（木）まで。

書面の場合は休日を除く毎日、午前10時から午後4時まで

- ②質問受付メールアドレス hmn-iji@c-nexco-hmn.jp

- ③書面の提出場所 上記（1）に同じ。

- ④書面の提出方法 書面は持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- 2）1）の質問に対する回答書は、2025年1月30日（木）までに見積参加者すべてに
送付する。

（6）見積書の開封の日時及び場所

- ①開封日時 2025年2月6日（木） 午後1時30分。

- ②開封場所 上記（1）に同じ。

11. その他

- （1）当該業務に係る次年度の契約を、当該業務の業績評価表（参考）に基づき契約相手方と更新
契約を締結する場合がある。ただし、継続して契約できる期間は当初契約業務を含め、最大3
回までとする。
- （2）提出された競争参加申請書、見積書・技術提案書は、返却しない。
- （3）手続に関する問い合わせ先は、上記10.（1）に同じ。
- （4）競争参加申請書に虚偽を記述した者に対しては、必要な措置を講ずる場合がある。
- （5）配置予定の現場代理人等を途中交代する場合は、その理由及び別途設置する現場代理人等の
氏名、実績、資格を付して監督員の承諾を得なければならない。

なお、配置予定の現場代理人等に求めた工事経験と同等以上の経験及び資格を有する者でな
なければならない。

以 上